

多子軽減に伴う多子計算の年齢制限撤廃について(案)

< 現行 >

カウントの対象は、

- ・「同一世帯」の「保護者に係る(=監護する)子ども」

※支給認定保護者との監護関係のみで判断しており、子ども同士が兄妹である必要はない。

年齢の上限は、

- ・幼稚園の場合は、3歳から小学校3学年まで、
- ・保育所の場合は、0歳から小学校入学前までに限定

例1 (幼稚園)

例2 (保育所)



小3
小1

(5歳)

第1子の扱い



(4歳)

(3歳)

第2子の扱い



(2歳)

(1歳)

(0歳)



年齢制限の撤廃
※同居も不要

支援法上の「子ども」

< 28年4月～(年収約360万円未満相当に限る。) >

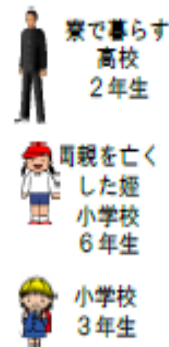
(18歳未満の年度)



保護者と生計が同一の子や孫等注であれば、年齢に関わらず対象

注:保護者が監護していた子どもが成長し、19歳の年度以上になった場合も含む。(下の「両親を亡くした姪」など)

(18歳以上の年度)



保護者が監護し、生計が同一の「子ども」であれば、年齢に関わらず対象

(5歳)

第2子の扱い



(4歳)

(3歳)

(2歳)

(1歳)

(0歳)

第3子の扱い

